

福岡縣成屋形の古墳について

山本, 博

山本, 嘉藏

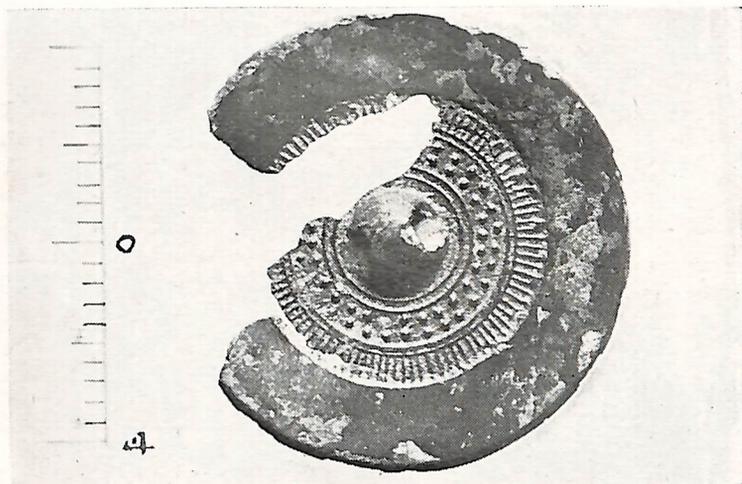
<https://doi.org/10.15017/2344462>

出版情報 : 史淵. 2, pp.77-89, 1930-12-28. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

鏡 紋 形 變



鏡 紋 珠



(山本博、山本嘉藏「福岡縣成屋形の古墳に就いて」参照)

九州帝國大學法文學部國史研究室藏

福岡縣成屋形なりやがたの古墳について

山本 博
山本 嘉藏

一、はしがき

古墳考古學の成立が決して無理でないほど多くの型式と雑多の種類が古墳に關連して日本全國に遍在する。従つてそれらを通觀し類別することは容易な業でもないが知見の範圍内に於て試みれば簡單に次の如く類別することも出来るであらう。

A、埋葬地の地貌から見た分類で此れに次の如き種類を認める。

- 1、天然の丘陵を利用したるもの
 - 2、人工的に墳丘を營造したるもの
 - 3、顯著なる墳丘を有せざるもの(地下葬)
- しかしながら3は後に述ぶる埋葬位置に深い關係が認め

福岡縣成屋形の古墳について

られるから假に除外するとすれば前二者の區別を認め得る。

B、墳丘の外形から見れば

- 1、圓墳
- 2、前方後圓墳
- 3、方墳
- 4、上圓下方墳

の四つに分類され、1と2が最も一般に見られる所であるが、此の四つはAの2に於ける各型式であつて、その他にAの1に依る型式、即ち天然の丘陵をそのまま利用し外形に於て何等著しい變形を認め得ざるものが存在する。従つて此れには別に適當な形狀言が與へられねばな

らぬ。假に私は之れを丘陵墳と呼び、墳丘の外形から見た區別に一つの型式を加へる。

C、埋葬の位置即ち棺槨の存在位置から云へば

1、地表上部の封土内に在るもの。

2、地表下部に在つて地表上部に封土を有するものの二種類が見られ、而して1には更は墳丘中の上部、中部、下部の三つを認め得る。爰に地表と云ふのは墳丘の基底部即ち道路面と一致する面の意であつて水平面を指すのではない。従つて、此の道路面を基底として其の上に在る墳丘のうちに抱藏さるゝ棺槨の位置が上部に在ると云つても表面即ち墳丘最高部に露出してゐるの意ではない。墳丘の總高を標準として分けたのであるから嚴格な意味での上中下では勿論ない。

D、棺槨の素材及び型式に依る分類に依れば、素材には木、石、土製の三種が一般に見られる。

1、槨

2、棺

遺骸を直接抱藏する棺、棺を保護する槨に普通分けられる。しかし此の區別が必ずしも明確に出来ないこともあり、また石棺が必ず石槨内に在るとも限つてゐない。

槨は更にその構造から四側の石積と天井石を有する竪穴式と三側の石積に天井石を有し一側を開閉し得る如くしつらへた横穴式の二型式に分けられる。

棺には素材を剥抜いた剥拔式と板石を組合せた組合式があり、前者にはその形状から割竹形、長持形、舟形、家形等の別、後者には箱形、家形、長持形等が存在する。此のうち組合式箱形と云ふのは主として石材のものであるが板石を普通は四枚乃至四枚以上を組合せて側石を作りそれに蓋石や底石を加へたものである。故高橋健自博士の言葉を借りて云へば「粗製なるものに至つては底石がなく、左右兩側の如きは二枚づつから成つたり、蓋も幾枚も横に並べたりして、底石が全くないのが少からずある。故に此の種の石棺は前章に記した竪穴式石棺中の側壁を板石で營んだものと混同する憂がある。」(古墳と

上代文化」七六頁)

以上無益な分類饒言の様ではあるが以下述ぶる成屋形の古墳及びその石棺に尠からず關係する所が有るので煩をいとはず前言とした。

二、成屋形の古墳、石棺、遺物

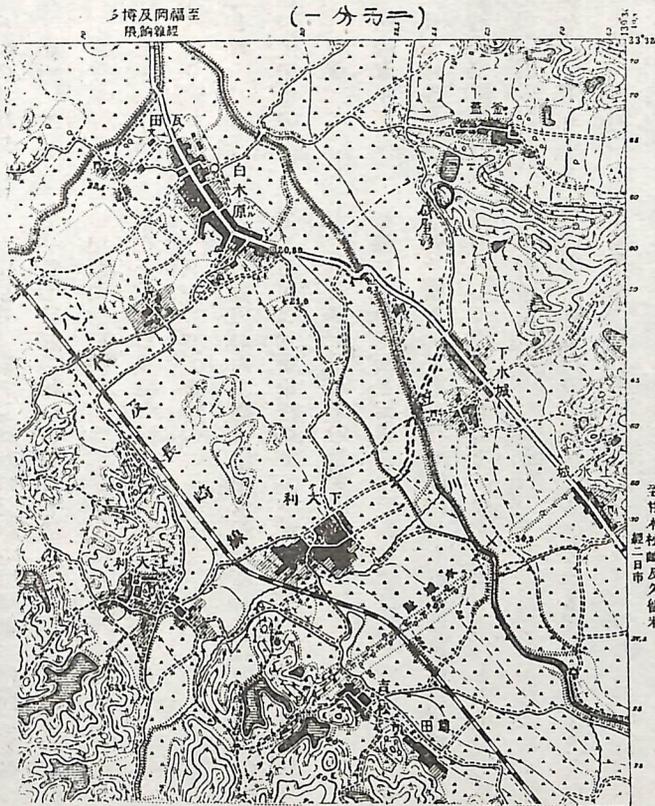
A、成屋形遺蹟の位置

福岡縣筑紫郡水城村大字水城字成屋形五六二の一。(遺蹟地は前所有者長野良雄氏の後を承け現在は齋藤某氏等の共有と聞く)

久留米行急行電車の下大利停留所より東北約半里、參謀本部地圖二萬分一「春日」の釜蓋村落南方、池の南手に西北へ向つて流れ出た丘陵が現在地で、その直ぐ西手の南北に通ずる片點線路は宇美に通ずる街道である。第一圖に

福岡縣成屋形の古墳について

(一分二)

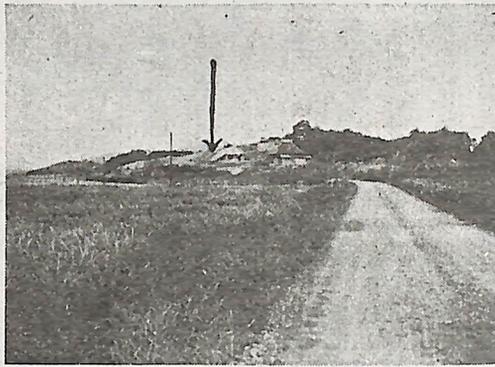


第一圖地

至甘木松崎及久留米
經二日市

見る如く、大體東を除く三方が開け西には由緒深き御笠川がほとり南北に流れてゐる。第二圖は此の丘陵の遺蹟部を西南部より見たる寫眞で、丘高約三十尺、赤土に掩は

第二圖 遺蹟を西よりに望む



れ、現今開墾され

れ表土も五寸内

外は取り除かれ

たと云ふ。

B、遺蹟地の

現況

昭和五年九月

末日同村の長野

船越の兩氏が後

述の二鏡及び單

甕を携へ來られ

たことに端を發し、翌十月一二兩日の調査に依つて第三圖に示す石棺の位置及びそれに關する事項を知悉することが出來た。丘面には現在も尙石棺に用ひた石材が

に集積され、酸化鐵の塗られた石も可なり多く認めるところが出來る。第三圖は新に發掘したA號、開墾者に依つて心なく發掘された石塊の集積と成つたBC號及び單甕の出たD地點及びE地點、並びに右以外に同様の石棺の存在を示す石塊積の位置を示す。

C、A號石棺の發掘

新に發掘したA號は發掘以前既に所有者の開墾に依つて蓋石が取り除かれ東手の小徑にはその石が集めてあつた。蓋石は除かれてゐるが内部には流入土が一杯で又手も觸れなかつたと云ふことである。事實その通りでも有つた。積まれてある石塊は何れも軟弱な花崗岩質で特に蓋石として作つたものではなく、大小何れも不揃であり加工の跡もなく、ただ蓋石の下方に面したと思はるゝ部分にのみ酸化鐵の塗られた痕を充分認めることが出來たに過ぎぬ。蓋石の取り除かれた後、本年七八月頃森本六爾氏が此處を訪ね此の石棺の中央上部と思はるゝ所から變な土器の稍完全なものを採取されたと開墾者から聞い

福岡縣成屋形の古墳について

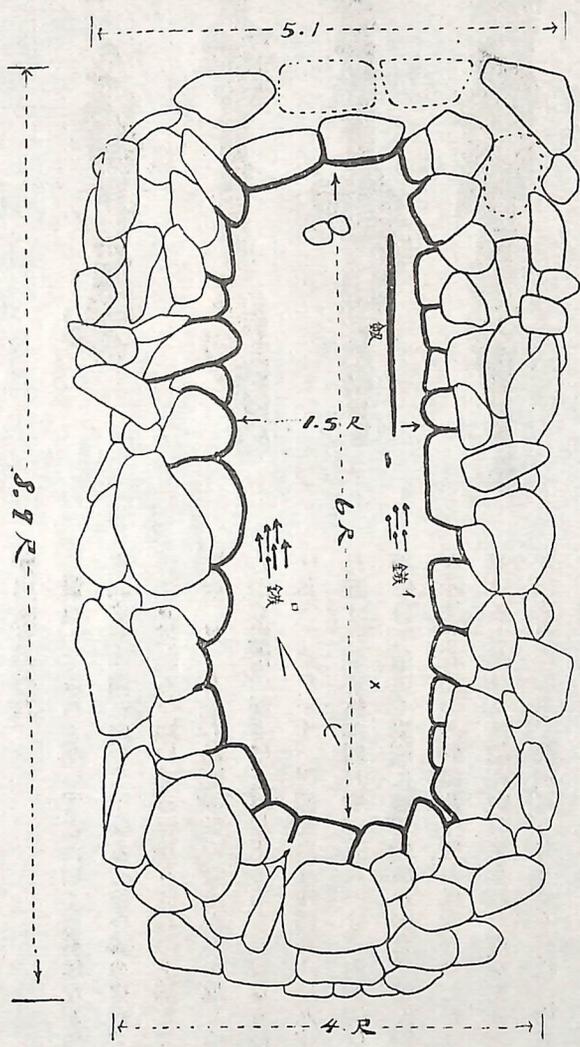
第四圖 A 號 棺 外面



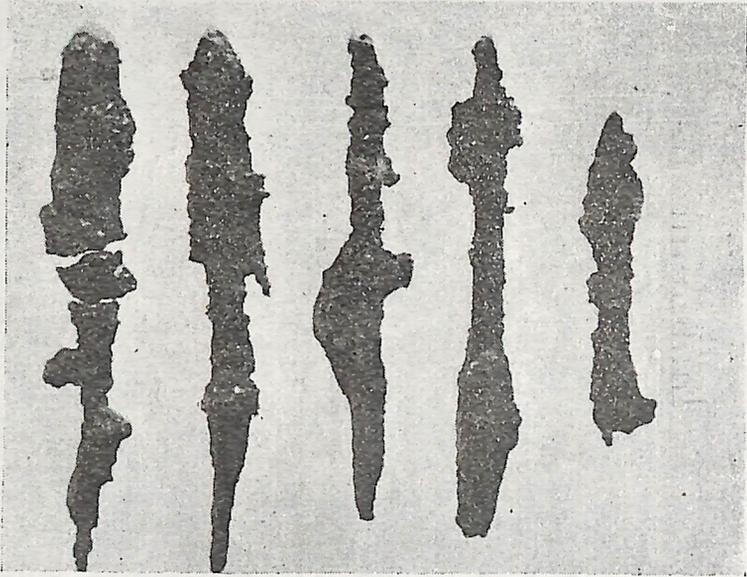
第五圖 A 二號 石棺 内部



圖六 塚
 石 葬 A 墳 古 形 屋 成



福岡縣成屋形の古墳について



たが、發掘してその破片らしいものは遂に見受けることが出来なかつた。

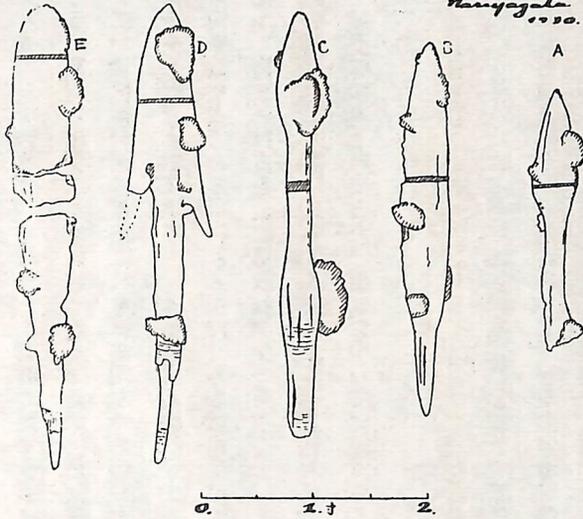
發掘してみると聞いてゐた如く蓋石はなかつた。略ぼ東北より西南に向つて横はる石棺を認め得た。此處までの深さは蓋石を缺いてゐるたから側石の上部までであるが丁度二尺、しかし前記の如く表土が多少取り去られてゐるから實際の深さはそれ以上であらねばならぬ。第四圖は其の外形を示す。内側長六尺外側長八尺九寸内側幅一尺五寸外側幅狭部四尺廣部五尺一寸。内側幅は實際は西端に於て稍狭く東端に於て稍廣かつた。第五回は發掘後を示す。石棺の内側面及び底石はなかつたが底部表面と思はるゝ部分には酸化鐵の塗られた痕を充分認めることが出来た。即ち、先例にも有る如く石棺の内部は上下四方に酸化鐵が塗られてあつたのを認め得た。

D、A 號石棺の遺物

第六圖は A 號石棺の構造、並びに遺物の存在状態を示す。圖にも在る如く鐵鏃は尖を東方に向けイロ兩側に分

圖八第 鐵 鏃 見 取 圖

*Iron arrow heads
Naniyogata
1770.*



福岡縣成屋形の古墳について

置され、ロの方には約二十本イの方には約十本ほど在つた。鐵鏃は長さ二尺五寸五分、鏃尖を西方即ち鏃の方に向けてゐた。遺物として右の鏃鏃以外に是れと認むるものはなかつたが、棺の底面より約一尺ほど上部（圖中×印のある所）から彌生式土器片の方一寸に足らぬものが四片出たこと、及び棺内東部の頭部と思はるる所から兒頭大の石（徑約四寸）が二箇あつた。しかし此の石は初めから在つたものかどうかが疑はしいが發掘に際して出て來たものであることは確かである。或は枕石の代用に用ひたものかどうか頗る疑ひを存する。

鐵劍は双部を内面に向けてゐたことは充分見てとれたが例の如く赤錆びに錆びてゐる。第七圖は鐵鏃であるが最も原型を覗ひ得るもののみ撮影した。しかし錆の爲めに充分知悉出來ない。第八圖は其の見取圖である。此の圖に見る如く鏃には凡そ四つの手法を認めることが出来る。何れも有莖式即ち筥代を有するものであるが莖の部分は櫻様の樹皮を有する爲め果して筥被を持つや否やは

不明である。従つて鏃身のみについて考察するにAは三角形の平打であり、Bは寫眞では鏃の加減で稍横向きに寫つてしまつたが柳葉式、Cは少しく異例に屬する形式であらう。寫眞の方が正しく撮れてゐる。此の特徴は鏃身の各部の切斷面が何れも圖に示す如く長方形を爲し火箸に角を持たした様式である。Dは逆刺有る腸抉式でEはBと同様柳葉式である。何れも平打である點が共通する。従つて鏃と認むるものは見られなかつた。

石棺の構造は第六圖に見る如く兒頭二倍乃至五六倍大の石を箱形に積み上げてゐた。此れについては後文に於て少述しなければならぬ。

E、B 號石棺及びその遺物

A 號石棺と同一丘陵のB地點(第三圖参照)には、既に發掘され集石塊と化した石棺があつた。發掘開墾者の談話を綜合するにA號と同様の方位及び構造の石棺が東に稍高く西に低く存在してゐたと云ふ。積み上げられてゐる石塊を見るに酸化鐵の塗られたものも可なり認め、且

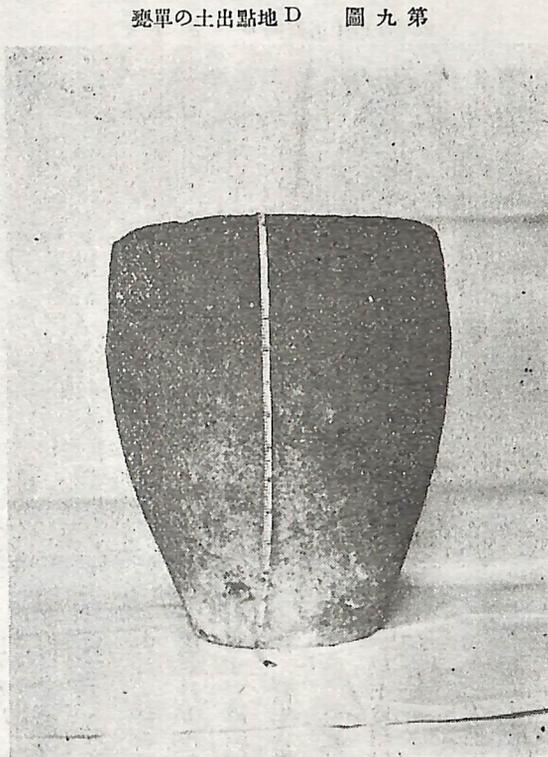
つ口繪の漢式仿製鏡の一端に見る如く鐵器存在の痕も有ることから、A 號石棺と殆んど同様の構造、同様の遺物を抱藏してゐたものと推定することが出來よう。此處の石棺内の東部からは完全な青銅鏡が出た。口繪に見る如く直徑二寸四分強、但し完全なる圓形ではない。徑に對する面の反りは一分弱、紋様としては仿製鏡共通の簡略粗雜なもので、縁廣く外區には不鮮明な鋸齒紋帶が有り銘帶に當る部分には波狀紋の如きものが有るやうにも見えないやうにも見られる。内區は十二の珠紋をめぐらし鈕は一般に見受くるものと大差を見ない。中山平次郎博士は此れに「變形紋鏡」の名稱を與へられた。

F、C 號石棺及びその遺物

C 號石棺も概ね同様の状態に在つたと推定出來た。但し此れは南北に長く存在し、此處からも口繪に示す白銅鏡の出土を見たがその存在位置は不明だと云ふ。此の漢式仿製鏡は前者に比して著しく紋様も鮮明であり製作も巧であるが紋様の簡略は免れてゐない。直徑二寸三分五

匣、徑の面に對する反り一分弱、縁廣く外區に櫛齒紋、次に二線の圈を隔て、數十の微小なる珠紋を有する一帯

中山博士は此れに「珠紋鏡」の名稱を與へられた。
G、D地點出土の單甕



第九圖 D地點出土の單甕

C號石棺から數尺南から出たと云ふ單甕は第九圖に見る如き彌生式系統の土器で、長く埋没してゐた爲め外面には何も認め得ないが、内面には刷目が黒色の燒きあとに見得られる。高さ一尺四寸五分、口徑一尺一寸八分、底徑六寸九分、腹部の最廣徑一尺二寸五分、厚さ三分。高さの割に口徑が大で、此の點多くの甕にも見る所でも有るが、又合口甕にも一致する。しかしながら外面腹部には帶又は帶の痕を認め得なかつた。發見者の話に依れば口を正しく上向けて、即ち据置いた形に出土したと云ふが、猶疑ひを存する

が在り、更に二線の圈を隔て、鈕に至る。即ち前者に比して帶が一つ簡略され、その代り圈が二線となつてゐる。

爲め聞いたまゝに書き記すに止める。
H、E地點出土の小單甕



第三圖に見る如く、此處の遺跡の東手に細い溝が桶式に作られてゐる。その溝に一部の口を見せて土器が存在してゐた。第十圖は之れであつて、口を横に、ほど西に向けてゐた。しかし口部の約三分の一を残すに過ぎなかつたから正確には云へないが横に口を出し西に向つてゐたことは認められた。寫真にも見る如く、上部の土に破壊されてゐた爲め完形を覗ひ得なかつたが口徑三寸乃至四寸、最廣幅一尺弱、高さ一尺二三寸、土器の厚さ二分強。彌生式系のものだが認むべき紋様はなかつた。

三、總 收

以上成屋形古墳地に於ける概觀であるが今右を要略するに、

- 1、天然の丘陵を利用すること、
- 2、一丘陵から數箇の石棺を出してゐること、
- 3、石棺が丘陵の上部に在つて多少の封土を有してゐたこと、
- 4、石棺は兒頭數倍大の石を以て營造し、蓋石は有る

が底石は有しない。

5、石棺の型式は組合式箱形と稱すべきも所謂組合式箱形ではなく石塊を用ひてゐたこと、

6、同一地から單甕が出てゐること、

等を數へることが出来る。一丘陵から數箇の數槨或は石棺を出してゐることは例のないことではない。しかし第一に述べた天然の丘陵を利用してゐること、平地に構成營造された人工墳と多少その趣を異にすると思ふから既述の如く、斯かる古墳に對しては「丘陵墳」又は他の適當な名稱を以て平地の人工墳と區別すべき必要を提唱したい。

次に石棺であるが、既述の如き石棺が一つの地方色であるとしても事實上その存在が有り、且つ存在しながら看過されて來たことを顧み、之れに特別な重大義がないとしても類似の異構造のものとの峻別さるべきであらう。爰に中山平次郎博士の御指教を仰ぐに「小石槨式石棺」なる名稱の可能を洩らされた。既に故高橋健自博士の言

福岡縣成屋形の古墳について

葉も引用した如く、事實上石棺と石槨の形狀は必ずしも一見明瞭でないことが多い。A號石棺の如きも槨として見れば、形こそ小規模であるが、型式は正に堅穴式石槨そのまゝである。唯規模の上から石棺と呼ぶことのより適當を思はしめることから石棺と記して來たが、明確なる表現を求むとすれば中山博士の「小石槨式石棺」が最も事實に近いと思ふ。既に諸學者に依つて注目されてゐる如く所謂阿波式石棺なるものが原始型と進歩型とを有ししかも原始型が案外古く遡ると説かれてゐるを思へばその進化の過渡に於ける型式は當然問題たらざるを得ない、殊に成屋形古墳に於て石棺の外に單甕が出土する事實は、そこに何等かの暗示があるものではなからうか、大いに將來研究さるべき命題であらう。

擲筆に臨み、常に深甚の御親切と、御懇切な御垂教を賜ふ中山平次郎先生に、厚く感謝を捧ぐる次第であります。

(一九三〇・一〇・三二)